

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則（16 経教細則第 8 号）の一部を次のとおり改正する。

| 現行   | 改正案   | 備考 |
|--|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則</p> <p>平成16年4月7日<br/>16 経教細則第 8 号</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>（審議事項）</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。<br/>一～七 省略</p> <p>2 前項の審議事項のうち、次の各号の取扱い等については別に定める。<br/>一 放射線障害の防止に関すること。<br/>二 放射線研究室の組織及び運営に関すること。<br/>三 <u>組換えDNAの実験指針等に関すること。</u></p> <p>第 3 条～第 1 2 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>第 1 条 省略（現行どおり）</p> <p>（審議事項）</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。<br/>一～七 省略（現行どおり）</p> <p>2 前項の審議事項のうち、次の各号の取扱い等については別に定める。<br/>一 放射線障害の防止に関すること。<br/>二 放射線研究室の組織及び運営に関すること。<br/>三 <u>特定生物の安全管理に関すること。</u></p> <p>第 3 条～第 1 2 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> |    |

附 則（19 細則第 6 号）

この細則は、平成 1 9 年 6 月 4 日から施行する。